

名寄市子育て応援給付金 ご案内

名寄市では、新型コロナウイルス感染症に不安を抱えながら出産し子育てをしている世帯の生活を支援するために、緊急経済対策として実施されています特別定額給付金において、給付対象外であった4月28日以降に出生した新生児のいる家庭においても、子育て応援給付金を支給することになりました。

子育て応援給付金を受けるために、申請の手続きを行っていただきますようお願いいたします。

1 給付の対象者

令和2年4月28日から令和3年4月1日までに生まれた新生児であって、名寄市の住民基本台帳に記録されている方。ただし、母親が令和2年4月28日から出生日まで継続して本市の住民基本台帳に登録されている方。

2 給付金額

給付の対象となる新生児、1人につき10万円

3 給付金を申請できる方

給付の対象となる新生児の父又は母

4 申請方法

同封の申請書を記入のうえ、本人確認書類の写し(免許証、保険証、マイナンバーカード等)、母子手帳「出生届出済証明」の写し、振込先口座確認書類の写し(通帳の口座番号記載面、キャッシュカード等)を申請書裏面に貼付して、こども未来課まで提出してください。

※ 郵送による申請も可能です。

(送付先：096-8686 名寄市大通南1丁目1番地 名寄市役所 子育て支援係)

5 受付期限

出生の日から3か月以内 (郵送の場合当日消印有効)

【お問い合わせ】

名寄市健康福祉部こども・高齢者支援室こども未来課子育て支援係
Tel01654-3-2111 (内線 3241・3245)
〒096-8686 名寄市大通南1丁目1番地

